

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して行った保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性・不当性を主張する。

本件処分は、不利益処分の禁止に反し、基本的人権を損なうものである。本件処分により医療扶助が停止されているのは生存権にかかわる。医療扶助を単給受給したい。医学的根拠及び経済的根拠、法的根拠と明細書がない。

刑法 193 条、行政手続法 12 条から 14 条まで及び 35 条、日本国憲法 10 条から 14 条まで、97 条から 99 条まで及び 25 条に反する。

本件処分通知書には、保護停止の理由及び期間の不明示、所要の取るべき手続を怠ったこと、金額の理由の不明示があり、書面自体が不完全で無効である。

請求人の保護費振込額は（毎月）基本額 129,240 円、11

月から3月までの最低生活費は131,870円であり、処分庁が請求人の最低生活費136,472円とするのは虚偽である。

医師から医療要否意見書を取り寄せず、請求人から病状を聴き取ることもなく収入申告143,388円のみで決済され保護停止処分になったこと、しかも、3月10日に102,420円を返金した直後に131,870円の返還を求められたこと（131,870円は後に55,909円に減額）、健康状態そっちのけで返金だけは相談にのるのは受忍できない。

医療券はく奪、国民健康保険へ強制加入は本人の意に反する。

3月10日（保護停止日）以降の病院代等の領収書を添付する。腹痛の時、医師からMRと痛み止めをすすめられたがお金なく断った。受けたかったけど、もうこんな怖い想いはしたくない。難病とは別の疾患で実際にかかった費用4月21日受診分だけで4～5,000円の支出があり、処分庁の算定見積もり2,877円は安価な見積もりである。

請求人は、難病と首（のど）と眼の3つの病をかかえている。特定医療費（指定難病）受給者証を所持しているから保護を廃止（停止）して良いとは法律書には記述がない。

保護のしおりのとおり公金を申告してきた。

返金額も高額で2転3転する。指導指示に従って生活するとお金を使い果たした頃に高額返金請求され、とても苦慮している。指導には誠実に従ってきた。

187,779円の過支給金返還はおかしい。2月28日支給131,870円の保護費を上回っている。5月2日55,909円のみ返還した。追加で返還を迫られるのではないかと不安である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 7月 14日	諮問
令和 5年 8月 25日	審議（第81回第2部会）
令和 5年 10月 20日	審議（第82回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び収入認定について

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を定める。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするを定める。

生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)）。

#### (2) 保護の停止について

法26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面

をもって、これを被保護者に通知しなければならないとする。

保護を停止すべき場合には、当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を要しなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき、が挙げられている。また、保護の停止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とするとされている（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10・問12（答）1・(1)、問12（答）2・(2)）。

(3) 医療扶助について

法11条1項は保護の種類を定め（請求人が受給した生活扶助は同項1号に、住宅扶助は同項3号に、医療扶助は同項4号に定められている。）、同条2項は、同条1項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われるとする。

法15条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して行われる旨を定める。

(4) 次官通知及び課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

2 本件処分についての検討

(1) 保護停止について

処分庁は、本件収入申告について、請求人から申告された雇用保険金143,388円の全額を令和4年3月分の収入として認定し、要否判定を行った。

処分庁が算定する請求人の令和4年3月分の最低生活費は、保護基準に基づく生活扶助費79,870円（経過的加算930円と冬季加算2,630円を含む。）及び住宅扶助費52,000円（以上計131,870円）に、保護停止となった場合に負担

することとなる医療費（3割負担）2,877円及び国民健康保険料1,725円を加えた合計136,472円であり、この算定に不合理な点や誤りは認められない。

そうすると、認定収入額143,388円が最低生活費136,472円を上回るとして、認定収入額が振り込まれた令和4年3月10日をもって請求人の保護を停止した本件処分は、上記1(1)及び(2)に掲げる各定めに基づいてなされたものと認められる。

(2) 本件処分通知書記載の過支給額について

本件処分通知書の停止の理由に記載されている過支給額についても念のため検討する。

請求人には令和4年3月分の保護費131,870円（生活扶助費79,870円及び住宅扶助費52,000円）が振込みにより支給されていたため、本件処分による保護停止日である令和4年3月10日から同月31日までの21日分の生活扶助費55,909円（79,870円×21日／30日）が処分庁に返還すべき額と認められ、請求人にも同額の納付書が手渡されている。

本件処分通知書に記載されている過支給額187,779円は、本件収入申告について、処分庁が保護停止日を令和4年3月1日とする保護停止処分を行い、これを取り消したことによるもので、システム上、返還すべき生活扶助費55,909円に1か月分の保護費131,870円が加えられた額となっている（加えられた1か月分の保護費131,870円については、処分庁により返還処理されたことが認められる）。

(3) (1)及び(2)から、本件処分は法令等の定めに従って適正になされたものといえ、また、保護の要否判定に当たっての違算も認められないことから、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記（第3）のとおり、本件処分通知書に保護停止の

理由及び期間が明示されていないこと、所要の取るべき手続を怠ったこと、金額の理由が明示されていないこと等から、本件処分は無効である旨を主張する。

しかし、本件処分通知書には、「雇用保険金の収入増加により停止します」と保護停止の理由が記載されている。保護停止期間の終期が記載されていないのは、翌月の雇用保険金の収入により令和4年4月1日から再び保護が必要となることが客観的に明らかな状態になかったからと推測される。本件収入申告については、請求人の保護停止となった場合に負担する医療費も検討して要否判定されており、これに加えて所要の手続として処分庁に医療要否意見書を取得すべき義務があるとは認められない。金額については、確かに187,779円の内訳があればより分かりやすかったと思われるが、「過支給額は、187,779円となります」と保護停止に伴う過支給額であることの記載はある。

また、請求人は、本件処分による医療扶助の停止は生存権にかかわるとも主張する。

しかし、請求人は、本件収入申告による要否判定により、保護を要しないため保護が停止されたのであり、法15条が医療扶助を行う者とする「困窮のため最低限度の生活を維持することができない者」には当たらない(1・3)。

したがって、請求人の主張は理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来